



再資源化事業等高度化法について

令和7年2月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

1. 資源循環に関する最近の政策動向

循環経済は、資源循環と成長の好循環を目指す新たな経済の概念

- 循環経済への移行は、資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させることで、資源効率性を上げ、新たな資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化するとともに、その循環の中で付加価値を生み出し、新たな成長の扉を開く鍵。

線形経済（リアエコノミー）の限界

天然資源 → 大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄

資源の採掘から加工、廃棄に至るライフサイクルにおける大量の温室効果ガスの排出

資源枯渇
資源採掘による環境負荷

廃棄による環境負荷
(海洋プラスチック、有害物質等)

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

天然資源 → 効率的生産

- 環境配慮設計
- 再生材の利用
- リデュース

効率的利用

- リユース、シェア、サービス化など、高い利便性と効率化の両立

廃棄

回収・リサイクル

- 回収の拡大
- 再生材の供給増、レアメタルの確保
- 技術革新、品質向上

循環経済への移行に関する取組は、3 Rの取組を経済的視点から見て、資源循環を価値の源泉として捉えたものであり、循環型社会を形成する方策の一つ

※2015年12月にEUがサーキュラーエコノミーパッケージにおいて打ち出した新しい用語。
※循環経済の定義については、UNEA（国連環境総会）など国際的な場においても議論されている。

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）

- 資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題。
- 循環経済への移行に国家戦略として取り組み、環境制約、経済安全保障・産業競争力強化、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決。

主な課題・背景

主な政策的対応

実現される将来像

環境制約	主な課題・背景	主な政策的対応	実現される将来像
環境制約	気温上昇・種の絶滅が加速	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のCO2削減に貢献可能） ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制 ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進） ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング
経済安全保障・産業競争力強化	世界資源需要増で資源獲得競争 鉱物等資源の価格高騰と供給懸念 バッテリー・自動車・包装材等で再生材利用強化の動き	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用 ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化 ・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大 ・バリューチェーン循環性等の国際ルール形成主導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現 ・国内外一体の資源循環体制構築 ・製品・サービスの競争力を向上 ・我が国の国際的なプレゼンスを向上
質の高い暮らし・地方創生	地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を活かした資源循環システムの構築 ・地方公共団体が連携協働を促進 ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス削減等でライフスタイルを転換 	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決 ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり ・多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現

地方創生・質の高い暮らし

◆ 地域経済の活性化・魅力ある地域づくり ライフスタイル転換

- 地域特性を活かした資源循環モデル創出やネットワーク形成を主導できる中核人材の育成
- レアメタルを含む小型家電等の回収率向上
- 「質」を重視した建設リサイクルの推進
- 農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、下水汚泥資源の肥料活用
- 長く使える住宅ストックの形成、インフラの長寿命化の推進
- リユース・リペア等新たなビジネスの展開支援
- 食品ロス削減、サステナブルファッション推進、使用済紙おむつのリサイクルへの支援

産業競争力強化・経済安全保障

◆ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環・再生材の利用拡大 (循環経済関連ビジネスの市場規模を2030年80兆円、2050年120兆円)

- 再資源化事業等高度化法の円滑な施行や産学官のプラットフォームの活用による製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業の連携強化
- 廃棄物再資源化への機械化・AI導入等による高度化・供給拡大支援
- 太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組み構築
- 国内外の資源循環ネットワーク拠点の構築や資源循環の拠点港湾の選定・整備の推進

◆ 国際的な資源循環体制を構築することで資源制約を克服

- G7等の国際的な場において循環経済のルール形成をリード
- ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築
- 金属スクラップの不適正な国外流出を抑制
- ASEAN諸国等へ廃棄物管理・リサイクル分野の制度・技術等支援、インフラ輸出の促進

カーボンニュートラル ネイチャーポジティブ

◆ 製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献 (資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能)

◆ 天然資源消費量を抑制し地球規模の環境負荷低減

政府全体で一体的に取り組み、「同心円」の考え方で循環経済への移行を実現

循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況

- 環境制約、資源制約の高まりの中、EUのみならず、**世界レベルで循環経済への移行が加速化**。再生材への需要が増加し、素材・製品産業の競争力は、「品質＋価格＋再生材」にシフト。
- 日本の廃棄物処理・リサイクル業は**小規模分散**。製造業との間で再生材の質・量ともに需給ギャップにより、リサイクル原料が焼却・埋立、海外輸出されている。
- 我が国として、**循環経済への移行に国家戦略として取り組むことが急務**
- UNEP国際資源パネルは、世界の天然資源の採取と加工が、温室効果ガス排出量の要因の55%以上、生物多様性の損失と水ストレスの要因の90%以上を占めていると指摘。
※循環経済（サーキュラーエコノミー）は脱炭素社会の実現及び自然資本の持続性確保のソリューション。

EU

- 循環経済の取組が加速化し、**制度・規制等も次々と導入**。
- 重要鉱物のサプライチェーン強靱化が活性化、**EU域内での資源循環を強化**。

バリューチェーン別の規制

- 廃自動車（ELV）改正規則案（2023年発表）
- ▶再生プラ25%使用義務化案等
- バッテリー規則（2023年施行）
- ▶廃バッテリーの回収義務化、バッテリー製造時の再生材利用の義務化等
- エコデザイン規則（2024年施行）
- ▶各製品の設計ガイダンスによる循環性製品の明確化
- ▶デジタル製品パスポートを通じたトレーサビリティの確保
- ▶売れ残った繊維製品・履物の廃棄を禁止

輸出入規制

- 廃棄物輸送規則改正（2024年施行）により、EU域外への廃電子機器等の輸出規制を強化。

情報開示義務化

- 企業持続性報告指令（CSRD）により資源循環の情報開示義務化（2024年施行）。EU域外の企業への対象拡大を予定。

ASEAN諸国

- 東南アジアでは、電気電子機器廃棄物（E-waste）の回収・処理等に関する法令整備が不十分であり、**インフォーマルセクター等による不適正な処理やリサイクルによる環境汚染が深刻な問題**。
- ASEANでは**近年E-wasteの発生量が急増**し、2016年時点で発生推計量が日本国内の発生量を超えた。今後も増加が予想される。

日本

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額 **約38兆円**）



焼却処理等

焼却 約472万トン

衣類：
焼却・埋立 45万トン
※排出される衣類の95%

プラスチック：
焼却 約510万トン
(廃プラの約7割)

海外輸出

鉄スクラップ 685万トン
銅スクラップ 39万トン
アルミスクラップ 47万トン

プラスチック
約125万トン（再生プラの約75%）

廃食油：
約12万トン（回収量の約3割）

(注) 数字は年間の値

**廃棄物等を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につなげる
経済社会システムへの転換が必要**

グローバル企業

- 世界的な企業でも**ブランド価値向上の観点から再生材を利用する動きが加速**。
- 自社製品の回収を進めることで、**自社サプライチェーン内での再生材の資源循環を強化**。

アップル

再生材・再生利用可能材料のみを利用した製品製造を目指す。製品の9割を占める14品目の再生利用を推進。既にMacBookやAppleWatchの特定ラインは再生アルミ100%。

Microsoft

2030年までに「廃棄物ゼロ」、2030年にはデバイス自体を100%リサイクル可能にするを目指す。

ルノー・グループ（自動車）

車両の70%以上にプラスチック廃材などを材料としたリサイクル素材を使用し、95%をリサイクル可能とした、循環型経済に貢献する新モデルを発表。

パタゴニア（アパレル）

2025年までに再生材、再生可能な原料のみを使用。

資源ナショナリズムの動き

- 化石資源と同様、**鉱物資源もレアメタル・ベースメタルの別なく地域的に偏在**。特定の国への依存度が高いため、特定の国の供給ショックが全世界の需給に大きく影響する構造。
- こうした構造を逆手にとり、**資源保有国では資源ナショナリズム的な動きが活発化**。

中国

2015年からレアアースに対する輸出許可制を導入。

インドネシア

2020年にニッケル鉱石の輸出禁止措置を導入。

循環経済に関する関係閣僚会議の開催

会議趣旨

循環経済の実現を国家戦略として着実に推し進めるべく、循環型社会形成推進基本計画における取組等の関連する取組を、政府全体として戦略的・統合的に行うため、循環経済に関する関係閣僚会議を開催



構成員

議長：内閣官房長官

副議長：経済産業大臣、環境大臣

構成員：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(地方創生)、農林水産大臣、国土交通大臣、その他議長が必要と認めた関係者

- **令和6年7月30日(火)に循環経済に関する関係閣僚会議(第1回)を開催**
(岸田総理大臣(当時)も出席)
- 会議において、第五次循環基本計画案を提示し、了承

第1回開催結果

- 第五次循環型社会形成推進基本計画案を提示し、了承
- 関係府省庁の取組状況と今後の方向性を確認
- 総理から、各府省庁に対して、取組を具体化した政策パッケージを年内にとりまとめるよう指示

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージの基本的な考え方

- 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、廃棄物等を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につながるもの
- 気候変動や生物多様性の保全といった環境課題の解決に加え、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力強化、経済安全保障の確保にも貢献
- 循環型社会形成推進基本計画の下、国家戦略として政府一体となり推進

廃棄物等の再資源化例

- 家電、パソコン等の小型家電、蓄電池等（都市鉱山）から金・銀・銅やレアメタル等の金属を回収し、再資源化
- プラスチックを回収し、再度プラスチックとして再資源化
※ペットボトルをペットボトルに水平リサイクルする等
※世界で自動車製造において再生プラスチック活用の動き
- コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の建設廃棄物の再資源化
- 農山漁村のバイオマス資源（木材、農作物非食用部、家畜排せつ物等）を徹底活用
- 下水汚泥からリンを回収し、肥料化
- 商慣習見直しや食品寄附促進等の食品ロス削減の推進・食品循環資源の飼料化・肥料化
- 廃棄物焼却時に発生する熱を利用した発電
- 衣料品のリペア、リユース

循環経済への移行を進め、廃棄物等の再資源化を質・量両面の水準を引き上げることで以下を達成

・9割以上が中小事業者であり、全国各地で廃棄物処理・リサイクル
・資源循環業として、付加価値を生み出すことで地域経済へ貢献

廃棄物処理・リサイクル業者

自治体

製造業

・地域の資源循環のマネージャー兼コーディネーターであり、関係者間の連携・協働を促進して、地域の循環資源を活用した取組を創出

・環境配慮設計、再生材の使いこなしにより、ブランディング力を向上させ、グローバルな競争力を強化

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ 概要



地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現

地域の再生可能資源の徹底活用

- 国民各層における資源循環ビジョン・モデルの共有※や地域への実装支援【経産、環境】
※産官学からなるサーキュラーパートナーズの活用や全市町村からなる資源循環自治体フォーラム創設
- レアメタルを含む小型家電など地域の循環資源の回収・再資源化の促進【環境、経産】
- 食品ロス削減、サステナブルファッション、使用済おむつリサイクルの推進【消費者、農水、経産、環境】
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金等による地方公共団体の取組支援等【地方創生】
- 廃棄物や未利用資源などの地域資源を活用した地域脱炭素の推進【環境】
- 資源循環に資する「地域生活圏」の形成【国交】

農山漁村のバイオマス資源の徹底活用

- 地域の未利用資源等を活用した農林漁業循環経済地域づくりに向けた支援【農水】
- 中高層をはじめとする木造建築の推進や木質系新素材の技術開発の支援【農水、国交】

資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備

- 下水汚泥資源の有効利用の推進、建設リサイクルの高度化【国交、農水】
- 長く使える住宅ストックの形成・空き家等の利活用・インフラ長寿命化の推進【国交】

循環経済型ビジネスの拡大

- 付加価値が高く利用しやすいリユースビジネス等※の支援【環境、経産】
※新たな売り方（リメイク、アップサイクル、シェアリング等）の促進、電子的なプラットフォームの活用（eコマース等）など
- 大阪万博での「日本版CE」の発信【経産、環境】

国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築

資源循環を促進する制度的対応

- 再生材利用拡大、環境配慮設計の可視化・価値化等のための制度的枠組み構築
- 太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組み構築

製造業と廃棄物処理・リサイクル業（資源循環業）の連携強化による再生材供給拡大

- 再資源化事業等高度化法の認定事業による製造業と資源循環業の連携強化【環境】
- 資源循環分野における外国人材確保【環境】
- 自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアムの形成【環境、経産】
- 事業者間で素材情報等を共有する情報流通プラットフォームの構築支援【経産、環境】

高度な再資源化技術・設備に対する投資促進

- 高度な分離・回収技術やAI導入による高効率な設備等の技術開発・設備導入支援【環境、経産】
- 環境配慮の製品設計等を可能とする技術開発への支援【経産】
- バイオものづくりの社会実装に向けた支援【経産】
- 持続可能な航空燃料（SAF）供給体制の構築促進【経産、国交、環境】
- 廃棄物処理施設を核にCO2等を資源として活用する新たな循環産業の創出【環境】

我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

- 資源循環ネットワーク・拠点構築に向けたF S事業（全国12カ所）実施や港湾の選定・整備【環境、国交】
- 不適正ヤードへの対応強化等による金属スクラップの不適正な国外流出抑制等【環境、経産】
- ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築【環境、経産】
- アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成支援等を通じた廃棄物インフラ輸出機会の創出【環境、国交】

資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成

- 資源循環分野での企業の循環性情報開示のスキーム（GCP）等の国際ルール形成を主導【環境】
- 政府調達における循環性基準の導入によるマーケットの創出支援【環境】

■ 全国各地で発生する廃棄物を循環資源として活用し、さらに、海外で発生する循環資源も取り込むことで、新たな成長を生み出す。

→ 循環経済関連ビジネス市場規模を2030年までに80兆円に拡大

→ 全国各地に存在する資源循環業の拡大、地域の課題解決を通じた地方創生、質の高い暮らしの実現

■ 循環資源を最大限活用し、安定的な再生材供給体制を整え、資源循環型の新しいものづくり・輸出大国の確立に貢献する

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、廃棄物を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につながるものであり、気候変動や生物多様性の保全といった環境課題の解決に加え、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力強化、経済安全保障の確保にも貢献する。第五次循環型社会形成推進基本計画の下、国家戦略として、「循環経済への移行加速化パッケージ」に基づき政府一体で取組を推進する。

（1）地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現

地域の特性を生かした循環資源や再生可能資源の徹底活用により、地域や社会に様々な付加価値を創出するとともに、リユース、リペア、リースなど多様な選択肢を活用できる環境を整備することにより行動・ライフスタイルの転換を促し、資源循環にも資する豊かな地域や暮らし、ウェルビーイングを実現する。

（施策例）

- ・地域資源循環促進を底上げする自治体CE診断・中核人材育成事業等（地域の資源循環促進支援事業）
… 2億円(R6補正)、1億円(R7)
- ・地産地消型資源循環加速化事業 … 20億円(R6補正)
- ・廃棄物処理システムにおける地域脱炭素・資源循環モデル構築（家庭用廃食油の回収促進含む）
（脱炭素型資源循環設備導入・実証の一部） … 4億円(R7)
- ・市町村のリサイクル設備投資支援（一般廃棄物処理施設の整備の一部） … 180億円(R6補正)、100億円(R7当初)
- ・地域共生型廃棄物発電等導入促進事業 … 17億円(R7)
- ・太陽光パネル・小型家電等の循環資源利用高度化の促進 … 4億円(R7)
- ・脱炭素型資源循環設備導入・実証 … 17億円(R6補正)、83億円(R7)
- ・先進的な資源循環投資促進事業 … 150億円(R7)
- ・食品ロス削減、サステナブルファッション、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環、リユースの促進等
による循環型社会の実現に向けた支援 … 2億円(R6補正)、9億円(R7)
- ・地域脱炭素推進交付金 … 365億円の内数(R6補正)、385億円の内数(R7)

（2）国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築

国際的な課題である循環経済への移行をコストではなく経済成長の機会と捉え、資源循環の高度化に向けて、製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクルに携わる資源循環業の事業者間連携やイノベーションを促進する。さらに、国内の循環資源はもとより、海外の循環資源も取り込むことを念頭に、高度な資源循環ネットワークを構築する。

（施策例）

- ・再資源化事業等高度化法の活用による事業者間連携の推進 … 2億円(R6補正)、2億円(R7)
- ・自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業 … 10億円(R6補正)
- ・脱炭素型資源循環設備導入・実証（再掲） … 17億円(R6補正)、83億円(R7)
- ・先進的な資源循環投資促進事業（再掲） … 150億円(R7)
- ・資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築に関する調査事業（全国12カ所） … 10億円(R6補正)
- ・環境対策が不十分なヤード対応等の推進 … 1億円(R6補正)、2億円(R7)
- ・ASEAN各国のE-Wasteの適正な回収・リサイクルへの協力の促進(国際資源循環促進事業の一部)… 1億円(R7)
- ・廃棄物の輸出入適正化の推進 … 0.5億円(R6補正)、2億円(R7)
- ・アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成促進事業 … 10億円(R6補正)
- ・【制度】使用済太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的対応の検討
- ・【税制】再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置の新設等（法人税、固定資産税）
- ・【機構】資源循環課の新設等

（3）資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成

2000年から循環型社会形成推進基本法の制定を含め世界に先駆けて循環型社会づくりに取り組んできたわが国が、その経験を活かして、循環経済のルール形成等で貢献し、今後欧米のみならずアジア諸国なども視野に、拡大する循環経済市場への我が国企業の参入を後押しする。また、政府調達を活用してマーケットの創出に取り組む。

（施策例）

- ・企業の循環性情報開示スキームの開発及び循環経済に関する国際合意形成推進 … 1億円(R7)
- ・【制度】グリーン購入法基本方針における特定調達品目の判断の基準等の見直し

資源循環に係るGX関連環境省予算（先進的な資源循環投資促進事業）

- 資源循環分野では、①CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業、②革新的GX製品向け高品質再生品供給事業により、**先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援を実施**する。
- これにより、**循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立**を推進するとともに、我が国の産業のGX実現を支えることを目的とする。
⇒ **令和7年度予算案 15,000百万円** ※ 3年間で総額30,000百万円の国庫債務負担

①CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

- ・ 先進的な資源循環技術・設備に対する**実証・導入支援**を行い、**リサイクルやサーマルリカバリー**を実施する。

具体例：廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する**実証・導入支援**を実施



プラ選別・減容成形設備

出典：https://j4ce.env.go.jp/member/016



金属高度選別設備

出典：トムソーテック株式会社

②革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

- ・ GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池など。以下「GX製品」という。）の**原材料を供給する資源循環の取組**に対して支援を行う。

具体例：廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）等のリサイクルシステムについて、必要な**実証や設備導入支援**を実施



リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備

出典：令和4年度脱炭素型金属リサイクルシステムの早期社会実装化に向けた実証事業 成果報告書



- ◆ 一足飛びに脱炭素が困難な産業（Hard-to-abate産業）に**再生素材や燃料・エネルギー**を供給し、その**GX移行やCO2排出削減に貢献**する

- ◆ 国内資源の確保による**安定的な生産活動に貢献**
- ◆ 再生材使用という付加価値をGX製品に付与し、**製造業の国際的な競争力の確保**につなげる

- **地域で排出される資源性廃棄物**（**家庭・産業からの複合素材（金属・木材・プラ等）、焼却灰や建設系の木質廃棄物、SAF原料等**）であって主に焼却・埋立てされている**廃棄物等の回収・選別・再資源化を支援**することにより、**循環経済への移行**を促進するとともに**地域経済の活性化**を図る。

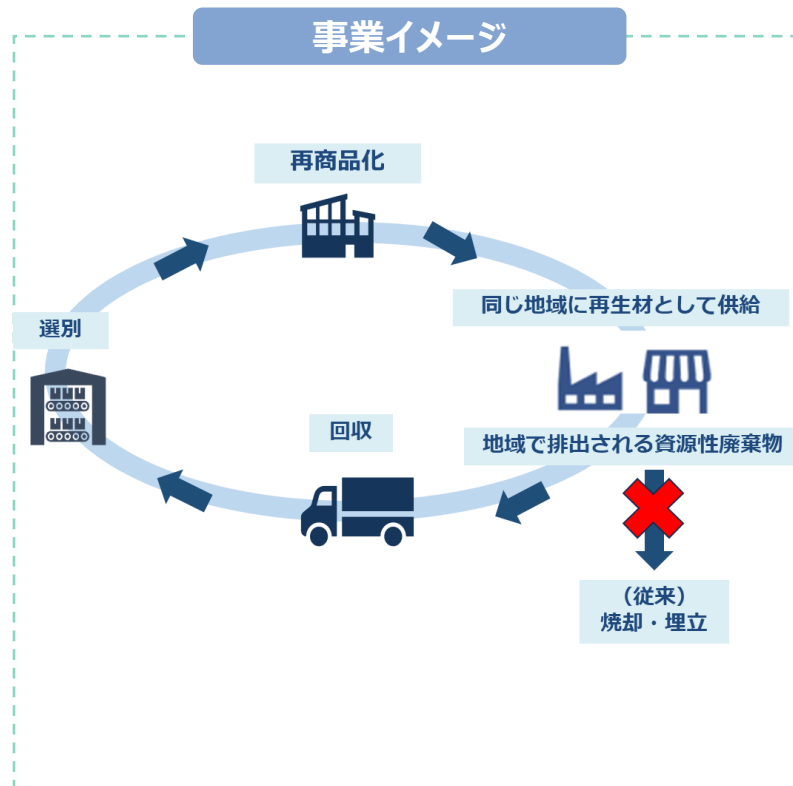
⇒**令和6年年度補正予算額 2,000百万円**

① 実施可能性調査・モデル実証事業

再資源化が困難である複合素材（金属・木材・プラ等）、焼却灰や建設系の木質廃棄物、SAF原料等の資源性廃棄物について、**回収・選別・再資源化に係る技術面での実施可能性や事業性の調査分析、試行的な販売実証等を支援**する。

② 回収・選別・再資源化のための技術実証・設備補助

再資源化が困難である資源性廃棄物であって主に焼却・埋立てされている廃棄物について、製造業・小売業等と廃棄物・リサイクル業との連携で再資源化し、**一定以上を当該地域に再生材として供給するもの**に係る**技術実証・設備導入を支援**する。



- 効率的なリサイクルのための「量」の確保や、処理技術の開発、実証、事業化を着実に進めることによる「質」の確保という主要な課題に加え、E-scrap等の輸入を含めた循環資源移動実態を踏まえて、**資源循環ネットワークの形成及び拠点の戦略的構築**を通じた、**効率的なリサイクル体制の確保**を図る。

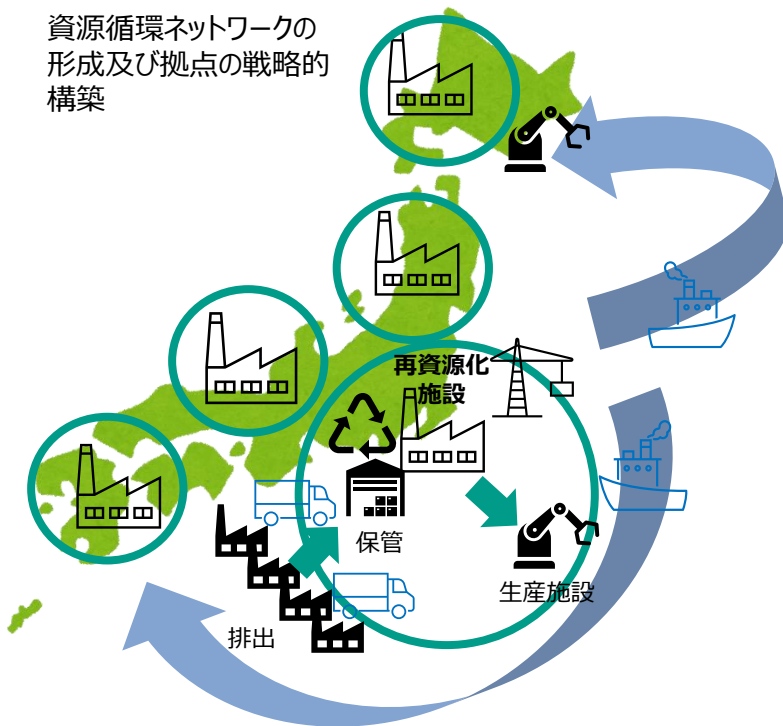
⇒**令和6年度補正予算 1,000百万円**

資源循環ネットワークの形成及び拠点の戦略的構築を通じた効率的なリサイクル体制の確保を図るための調査

- ① 金属等の循環資源に着目したリサイクルフロー毎の産業廃棄物等の移動量の実態調査。
- ② 既存の事例（エコタウンや特区等）に基づく、リサイクルにあたって**必要な設備の拠点的配置の有効性やニーズの調査・評価**。
- ③ 保管倉庫や検査設備等を事業者間で共有することによるリサイクル効率化の効果の検証や**現行制度における課題や解決策の調査・検討**。
- ④ 海上物流も含めた物流ルート効率化による資源循環指標の改善やCO2排出削減効果に関する調査・検討（国土交通省と連携）。

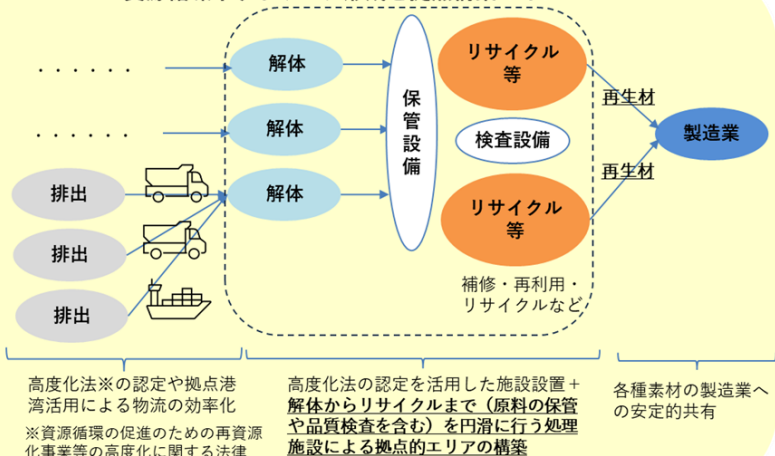
事業イメージ

資源循環ネットワークの形成及び拠点の戦略的構築



- 我が国における循環経済移行に向けた課題を解決するためには、**動静脈間を太い物流ネットワークでつなぎつつ、海外流出に繋がる不適正なルート**を絶つことが重要。
- そのため、**不適正なルートへの制度的措置を講じるとともに、拠点となりうる高度なリサイクル施設等への集中的な投資や制度的措置を講じつつ、資源循環の担い手となる主体をネットワークで繋ぎ、質・量両面から、製造業への再生材供給体制の整備を図る必要がある。**
- また、**循環資源に関する物流ネットワークの拠点となる物流機能や港湾を核とする物流システムの構築等による広域的な資源循環を促進する。**

<資源循環ネットワーク形成と拠点構築のイメージ>

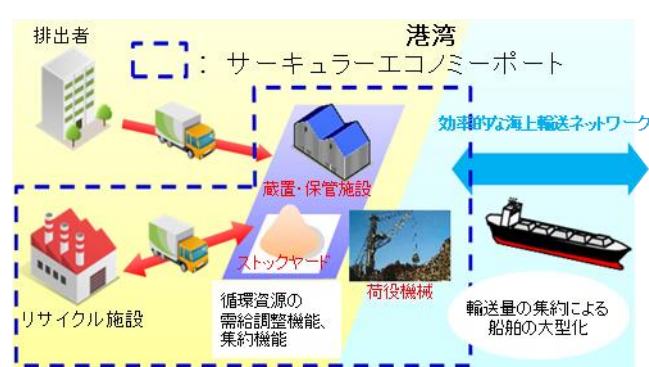


想定される循環資源

- (例)
- ・金属スクラップ (鉄・非鉄)
 - ・電子スクラップ (e-scrap)
 - ・リチウムイオン蓄電池
 - ・使用済自動車 (プラスチック)
 - ・再エネ関連製品 (風力、太陽光)
 - ・廃食油 (S A F等) 等

※現状は、旺盛な海外需要により、これら資源の海外輸出も多く、国内のエコシステム形成による国内市場構築が急務。

<港湾を核とする広域的な物流システムの構築のイメージ>



具体的な取組

- 港湾を活用した効率的な資源循環を促進するためのガイドラインの作成

➡ 循環資源の輸送効率化により、量・種類の増加に対応

戦略策定
F S 事業

高度化法の
大臣認定

エネ特・GX
実証・設備補助

立地や物流効率化に関する措置
(検討中)

再資源化事業等高度化法に係る税制措置の新設・拡充 1

【新規】再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置の創設（法人税）

成立した「再資源化事業等高度化法」により国が認定する3つの類型事業

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進

<②分離・回収技術の高度化>

- 分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進

新たな再資源化事業を創出する類型①・類型②の事業を、創設する税制措置によって実現・加速化

既存の
中小企業投資促進税制
CN投資促進税制 等で加速化

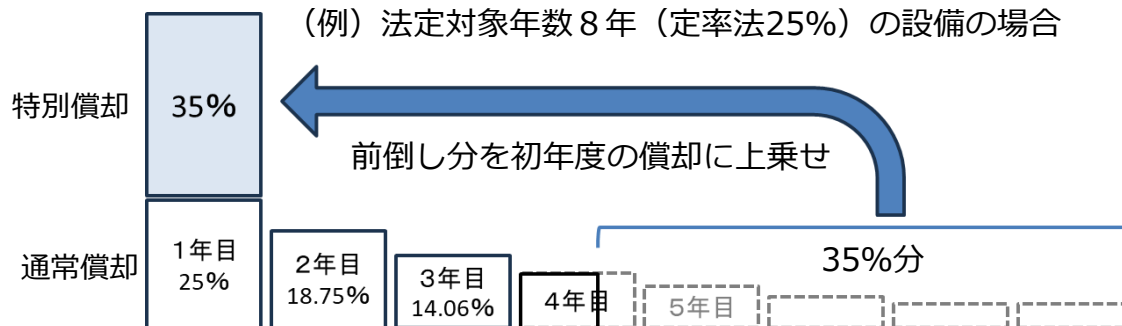
措置内容

類型①・類型②の認定を受けた者が、環境大臣の定める高度な再資源化設備を取得等し、事業を実施した場合において、その取得金額の**35%の特別償却**を認める特例措置を創設。

期間：令和10年3月31日まで

【措置のイメージ】

- 設備の取得年度において、通常の減価償却に特別償却を上乗せして損金算入可能。
(例) 法定対象年数8年（定率法25%）の設備の場合



- 損金は法人税納税額の算定に用いられる所得額に影響。



$$\text{損金} \times \text{税率} = \text{納入税額}$$

出費の大きい設備取得年度の税負担を軽減

【拡充】公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置の拡充（固定資産税）

<現行の制度>

- 廃棄物処理法に規定される廃棄物処理施設が適用対象 固定資産税の課税標準価格
- ・一般廃棄物処理施設（熱回収、再生利用等に係る設備） 1 / 2
 - ・産業廃棄物処理施設（PCB廃棄物処理施設に係る設備） 1 / 3
 - ・一般廃棄物最終処分場 2 / 3



<今回の拡充>

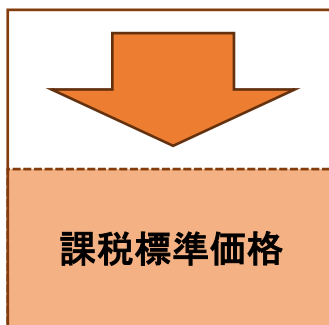
- 再資源化事業等高度化法（新法）の認定を受けて設置される廃棄物処理施設 1 / 2

措置内容

既存の本税制措置の適用対象を拡充し、再資源化事業等高度化法（新法）の認定に基づき設置する廃棄物処理施設を追加。当該施設における設備の固定資産税の課税標準価格を1 / 2とする。

【措置のイメージ】

対象資産に係る固定資産税の算出に用いられる課税標準価格が1 / 2となることで、**毎年度納税による負担を軽減。**地域資源の循環が加速化。

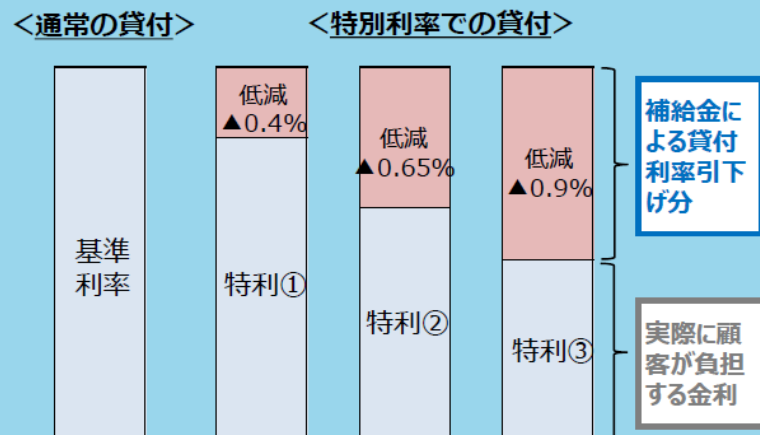


$$\times \quad \text{税率} = \text{納入税額}$$

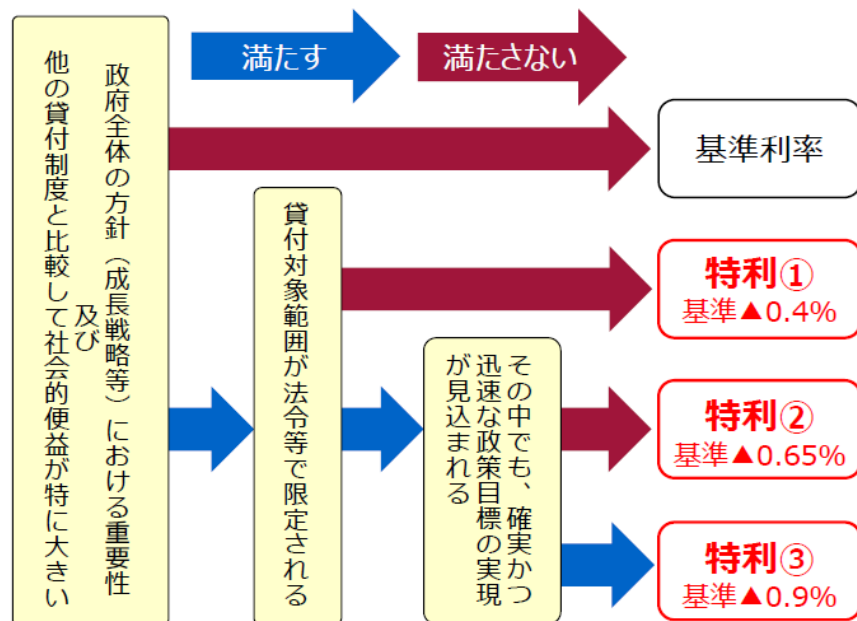
参考：財政投融资制度について

- 日本公庫の貸出金利は**収支相償を原則**としており、調達コスト・事務コストに信用リスクを加味（**利ざやは加味しない**）した上で設定される「**基準利率**」によって融資を行っている。
- その上で、特に政策的な対応が必要な分野など、要件を満たす場合には、**基準金利から一定程度利率を引き下げた「特別利率」を適用**。

【特利①▲0.4%、特利②▲0.65%、特利③▲0.9%】



【特別利率の基本的な考え方】※令和元年6月主計と調整



【主な特別利率の貸付制度】※令和5年度

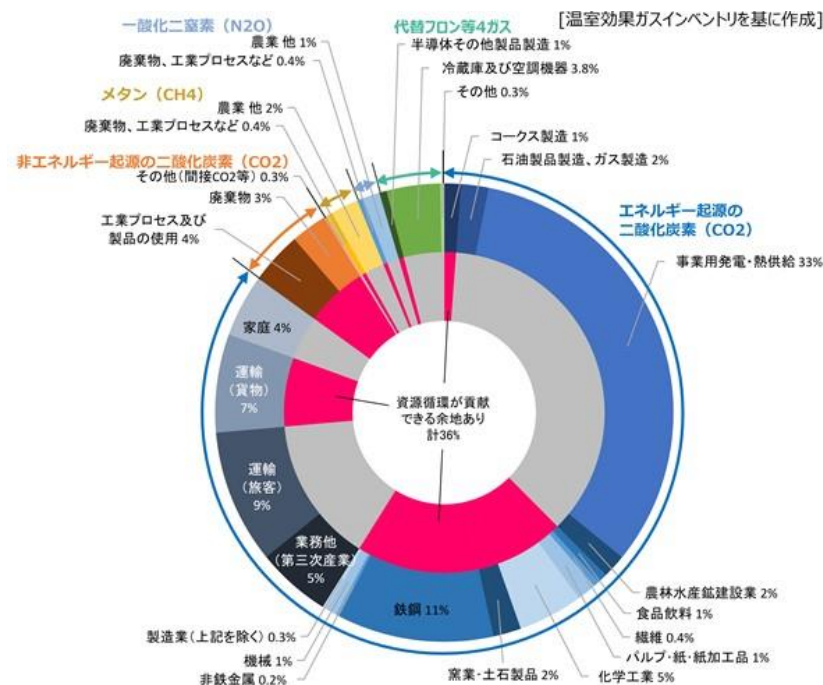
	制度名	概要	経過年数
特利③	社会環境対応施設整備資金	経営強化法に規定する事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた設備投資（土地除く）を行う者。	4年
	地域活性化雇用促進資金（過疎地域・離島等）	過疎地域や離島等において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う者。	14年
	海外展開・事業再編資金（クロスボーダーローン）	経営強化法や地域未来法の計画認定を受けた者の海外子会社に公庫が直接融資を行う。	3年
特利②	新事業活動促進資金（経営力向上計画）	経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた設備投資（土地・建物除く）を行う者。	7年
	事業承継・集約・活性化資金	小規模事業者から事業を引き継ぐ者、事業承継を契機に新たな事業を展開する者等	7年
	スタートアップ支援資金	J-startupプログラムに選定された方等	0年
特利①	IT活用促進資金（テレワーク）	テレワークの導入等を行う者	2年
	環境・エネルギー対策資金（GX関連）	温室効果ガス排出量を算定し、グリーントランスフォーメーションに取り組む方	0年

2. 資源循環の促進のための再資源化事業等の 高度化に関する法律について

■ **資源循環**は、**ネットゼロ**（我が国排出量の約**36%**を占める分野の**削減に貢献可能**）のみならず、**経済安全保障**（資源の安定供給の確保）や**地方創生**など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現する必要。

■ 欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れば成長機会を逸失する可能性。我が国としても、**再生材の質と量の確保**を通じて**資源循環の産業競争力を強化**することが重要。

我が国におけるGHG排出量のうち、資源循環が貢献できる余地がある部門



出典：中央環境審議会循環型社会部会（2022）
「第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果及び循環経済工程表 参考資料集」

このような状況を踏まえ、資源循環を進めていくため、**製造側が必要とする質と量の再生材が確実に供給**されるよう、**再資源化の取組を高度化**し、**資源循環産業の発展**を目指す。

- 欧州では、様々な製品について、再生材の利用に係る定量目標等が決定される動きが存在。
- グローバルなサプライチェーンを有する我が国企業にとって、良質な再生材の十分な確保が不可欠となる見込み。

自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則（案）（欧州委員会）

2023年7月13日、欧州委員会は、現行のELV指令（End-of-Life Vehicle指令、廃自動車指令）等を改正し、「自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則案」を公表した。規則案では、自動車の再生プラスチック最低含有率の義務化等が盛り込まれている。

【再生プラスチック最低含有率のポイント】

時期	再生プラスチック最低含有率
施行6年後～ (欧州委員会の事前検討では2031年を想定)	<ul style="list-style-type: none">• 25%（ポストコンシューマー材）• 上記25%のうち25%（= 6.25%）は、当該車型のcar to carリサイクル由来

包装材と包装廃棄物に関する規制案（欧州委員会）

2022年11月30日、欧州委員会は包装に関する新しいEU全体の規則を提案した。主要目標は、2040年までに加盟国当たり一人当たりの包装廃棄物を2018年と比較して15%削減することである。プラスチック製の包装材は、2030年1月以降、包装の種類に応じて10%から35%までのポストコンシューマーリサイクル材の最低使用要件を設定する。2040年以降は、さらにこの要件を強化し、50%以上の最低使用要件を設定することとされている。

【包装材におけるポストコンシューマーリサイクル材の最低使用要件】

	2030年以降
(a)ポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする接触に敏感な包装材	30%
(b)PET以外のプラスチック材料で作られた接触に敏感な包装材 ※シングルユースの飲料用PETボトル除く	10%
(c)シングルユースの飲料用PETボトル	30%
(d)(a)、(b)及び(c)以外の包装材	35%

- ESG投資では、グローバル企業（大企業）は、自らの排出量（Scope1,2）だけでなく、サプライチェーン全体の排出量（Scope3）まで把握しているかを問われる。
- グローバル企業（大企業）がサプライチェーン排出量の目標を設定する際、**サプライチェーンに組み込まれている企業（廃棄に関わる廃棄物処理業者含む）**に対し、**自らの排出量の把握を求める**ケースも出てきており、今後増加することが見込まれる。
- 排出事業者が、産業廃棄物の処理を委託する場合に、**廃棄物処理業者の脱炭素や資源循環の取組を重視して業者の選定をすることも想定**される。

Scope1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）

Scope2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3 : Scope1、Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

サプライチェーン排出量 = **Scope1排出量** + **Scope2排出量** + **Scope3排出量**



○の数字はScope 3のカテゴリ

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置**を講ずる。

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の**報告・公表**



再資源化の**高度化に**
向けた**全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023 (PETボトルリサイクル推進協議会)

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル



例：使用済み紙おむつリサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン
使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

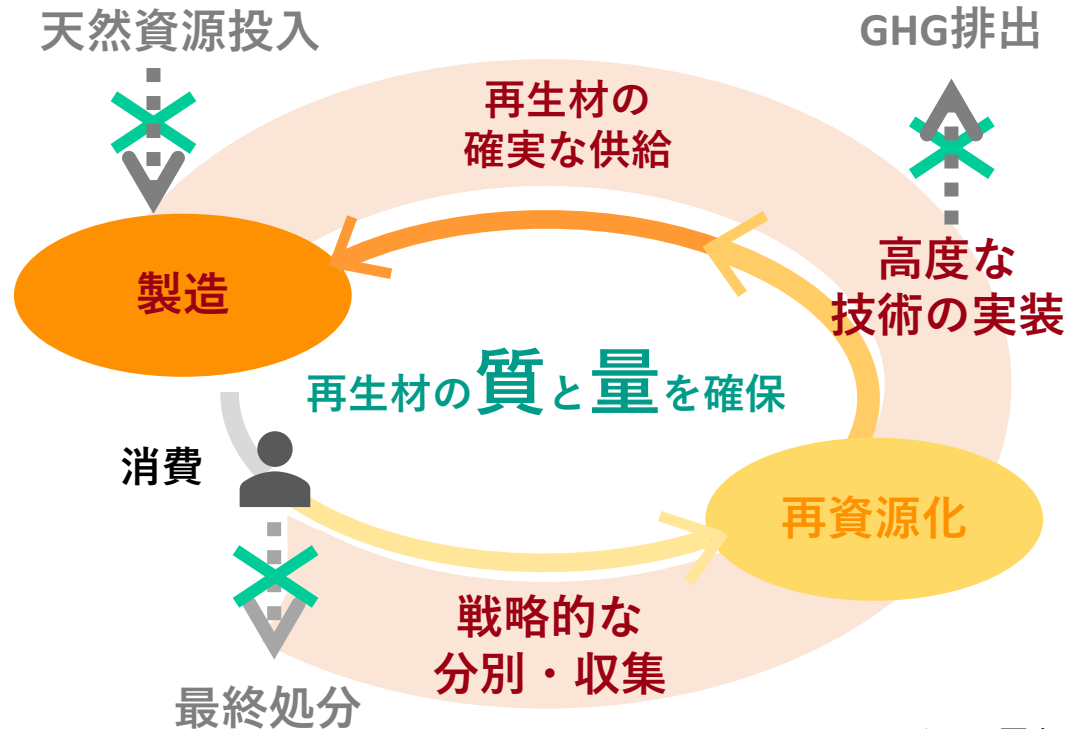
1. 総則（第1章）

目的

（第1条関係）

- ◆この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による**温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進**を図るため、**再資源化**のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の**高度化を促進**するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

< 高度化のイメージ >



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

2.基本方針等（第2章関係）

基本方針の策定（要綱第二の一）

- ◆ 環境大臣は、**資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化**に関する施策を**総合的かつ計画的に推進**するための**基本的な方針**を定めるものとする。 （第3条関係）

＜基本方針の記載事項＞

- 基本的方向
- 再資源化事業等の高度化のための措置に関する事項
- 再資源化を実施すべき量の割合に関する目標
- その他重要事項

責務規定（要綱第二の二～五）

（第4条～第7条関係）

国	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。 ✓ 地方公共団体、廃棄物処分業者、事業者、研究機関その他の関係者が相互に連携して、製造業等の需要に応じた質・量の再生資源を提供する資源循環（以下「需要に応じた資源循環」という。）の促進に必要な措置を講ずるものとする。
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。
廃棄物※ 処分業者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施に必要な措置を講ずるものとする。 ✓ 再資源化の実施の状況の開示に努めるものとする。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再資源化が困難にならないよう、分別して排出する・分離を容易にする製品設計等に努めるものとする。 ✓ 製品に再生資源を活用するとともに、需要に応じた資源循環に取り組むものとする。

※廃棄物処分業者（一般廃棄物処分業者及び産業廃棄物処分業者並びに事業者であって自らその産業廃棄物の処分を行うものをいい、埋立処分又は海洋投入処分を業として行う者を除く。）

- 国が**目指すべき目標**を定め、**廃棄物・リサイクル業の発展に向けた施策の方向性**を提示。
- **重要な関係者の役割を明確化**し、**一体的な取組**を促進。

3-1. 廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（第3章第1節）

判断基準の策定（要綱第三の一の1及び2）

（第8条・第9条関係）

- ◆ 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の**判断の基準**となるべき事項を定めるものとする。
- ◆ 環境大臣は、判断の基準となるべき事項を勘案して、**必要な指導及び助言**をすることができるものとする。


＜判断基準のイメージ＞

- 供給先の需要を把握し、**再生材の質・量を確保**すること
- 可能な範囲で**技術の向上**を図ること
- 省エネ型の設備への改良**や**運転の改善**を図ること
- 目標**を定め、**計画的に取組を進める**こと

勧告・命令（要綱第三の一の3）

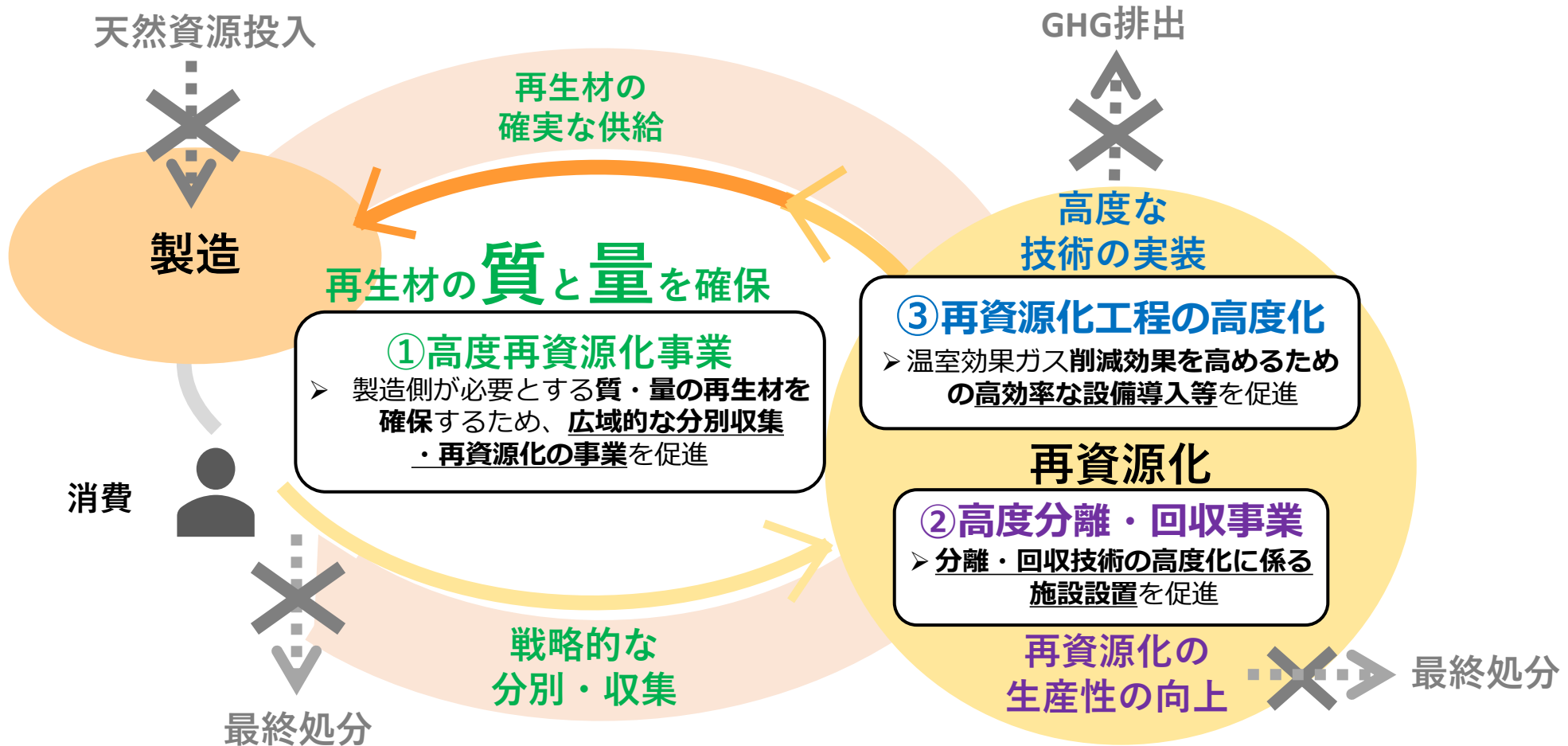
（第10条関係）

- ◆ 環境大臣は、**特定産業廃棄物処分業者**※の**再資源化の実施の状況**が、判断の基準となるべき事項に照らして**著しく不十分**であると認めるときは、**必要な措置をとるべき旨の勧告**をすることができるものとする。
※産業廃棄物処分業者のうち、年間の処分量が政令で定める要件に該当するもの
- ◆ 環境大臣は、勧告を受けた特定産業廃棄物処分業者が、**正当な理由がなくてその勧告に従わなかった場合**において、**再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるとき**は、中央環境審議会の意見を聴いて、その**勧告に係る措置をとるべきことを命ずる**ことができるものとする。

- 
- 国が**資源循環産業のあるべき姿への道筋**を示し、**再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業全体を底上げ**。
 - 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者で取組が**著しく不十分なもの**は、**産業全体の社会的評価が損なわれないよう、より強い措置を講ずる**。

(参考) 資源循環のイメージと認定の種類

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、**国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（3つの類型）を行い**、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける制度を創設。



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

4 - 1. 再資源化事業等の高度化に関する認定制度 (第3章第2節)

<①高度再資源化事業>

(第11条～第15条関係)

認定等

- ✓ 需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業（以下「**高度再資源化事業**」という。）を行おうとする者は、高度再資源化事業の実施に関する計画（以下「**高度再資源化事業計画**」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとし、高度再資源化事業計画の変更等について所要の規定を設けること。

廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、**廃棄物処理法による許可を受けないで、認定に係る高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施し、又は認定高度再資源化事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置することができるものとし、**所要の規定を設けること。

事業のイメージ



例：ペットボトルtoペットボトル
出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023
(PETボトルリサイクル推進協議会)



例：新幹線の部品を
新幹線の棚にリサイクル
出典：JR東海ニュースリリース
(https://jr-central.co.jp/news/release/_pdf/000042059.pdf)

- **製造業者が求める質・量の再生材を供給するため、特定の廃棄物を地方公共団体の区域をまたがって広域的に収集し、質の高い再資源化を実施する事業を促進。**
- **地方公共団体ごとに必要となる廃棄物処理法の許可について、国による一括認定により迅速に実現。**

(参考) 高度再資源化事業のポイント

廃棄物処理法の特例

- ✓ 廃棄物処理法の一般廃棄物・産業廃棄物の**収集・運搬業**、処分業の許可
- ✓ 廃棄物処理法の一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の設置の許可の特例

再委託関係

- ✓ 認定を受けた高度再資源化事業計画に記載された、認定事業者から収集・運搬、処分の委託を受ける者についても、収集・運搬業、処分業の廃棄物処理法の特例が認められる。

⇒**廃棄物処理法では原則禁止とされる廃棄物処理の再委託が可能となる**

規制の遵守

- ✓ 廃棄物処理基準の遵守（廃棄物処理法の処理基準と同等のもの）
- ✓ 再委託の手続きの適正化（産業廃棄物の場合、排出事業者の承認を受ける等）

4 - 2. 再資源化事業等の高度化に関する認定制度（第3章第3節）

<②高度分離・回収事業>

(第16条～第19条関係)

認定等

- ✓ 廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業（以下「**高度分離・回収事業**」という。）を行おうとする者は、高度分離・回収事業の実施に関する計画（以下「高度分離・回収事業計画」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとし、高度分離・回収事業計画の変更等について所要の規定を設けること。

事業のイメージ



例：太陽光パネルの完全リサイクル

出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン


廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、**廃棄物処理法による許可を受けないで、認定に係る高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施し、又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置することができるものとし、**所要の規定を設けること。



例：風力発電のブレードの解体

出典：環境省補助事業（プラスチック等資源循環システム構築実証事業）事業者取組資料
(https://www.jora.jp/wp-content/uploads/2024/04/pla2023_pamphlet.pdf)

- 
- **最先端の技術を用いた再資源化は、国内に事例が少なく、適正処理の妥当性を判断することは容易でないため、施設の審査に時間がかかる。**
 - **国が最新の知見を踏まえ迅速に認定するとともに、これらの先進事例に関する知見を蓄積し、同様の事業を全国的に波及。**

<③再資源化工程の高度化>

（第20条・第21条関係）

認定等

- ✓ 廃棄物処理施設の設置者であって、当該廃棄物処理施設において再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入（以下「再資源化工程の高度化」という。）を行おうとするものは、再資源化工程の高度化に関する計画（以下「再資源化工程高度化計画」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとする。

事業のイメージ



例：AIを活用した高効率な再資源化

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、当該認定を受けた再資源化工程高度化計画に従って行う設備の導入については、**廃棄物処理法の許可を受けたものとみなす**ものとする。

- 廃棄物処理施設への**先進的な高性能の設備導入**は、国内に事例が少なく、その妥当性を判断することが容易ではないため、導入が進んでいない。
- 国の認定を通じて設備導入を促進し、**脱炭素と資源循環を加速**。

<登録法人への委託>

（第22条～第37条関係）

- ✓ 認定の審査に必要な調査のうち、認定の基準に適合しているかどうかの調査の一部を、環境大臣の登録を受けた者（登録調査機関）に行わせることができるものとする。これにより、迅速な認定を実現。

(参考) 認定を受けた者への監督等

国

◆ 認定の基準の設定や認定の取消しを通じて、地方公共団体とも連携して監督を実施。

<認定の基準>

- ✓ 事業の内容が、資源循環の促進に資するものであること（**生活環境の保全上必要な措置**を講じていることを含む）。
- ✓ 廃棄物処理施設が周辺地域の**生活環境の保全等について適正な配慮がなされたもの**であること。等

<監督権限>

- ✓ 環境大臣は、**認定の基準を満たさなくなった場合などには、認定を取り消し、または内容の変更を命ずる**ことができる。
- ✓ 環境大臣は、認定を受けた者に対し、**必要な指導及び助言**をすることができる。

<地方公共団体との連携>

- ✓ 廃棄物処理法と同様に、環境大臣は、廃棄物処理施設の設置を含む**認定の申請があったときは、当該廃棄物処理施設の設置に関係する都道府県及び市町村の長**に対し、**生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない**。
- ✓ 環境大臣は、認定をしたときは、**事業を実施する区域を管轄する都道府県及び市町村の長にその旨を通知**しなければならない。

地方公共団体

◆ 廃棄物処理法に基づく権限によって、認定事業者を監督。

<都道府県知事>

- ✓ 不適正な産業廃棄物の処理がされた場合などには、認定事業者に対して**改善命令や措置命令**を講ずる。
- ✓ 認定の基準に該当しない廃棄物処理施設の維持管理がされた場合には、**改善命令や停止命令**を講ずる。

<市町村長>

- ✓ 不適正な一般廃棄物の処理がされた場合などには、認定事業者に対して**改善命令や措置命令**を講ずる。

5.再資源化の実施の状況の報告等（第4章）

再資源化の実施の状況の報告等（要綱第四）

（第38条～第40条関係）

- ◆ **特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量を環境大臣に報告しなければならないものとする。**
※特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者も、任意で報告することができることとする。
- ◆ 特定産業廃棄物処分業者は、権利、競争上の地位等が害されるおそれがあると思料するときは、**再資源化を実施した数量がその処分を行った数量に占める割合をもって公表を行うよう環境大臣に請求**できるものとする。
- ◆ 環境大臣は、**報告された事項**について、**公表**するものとする。



- **廃棄物・リサイクル業が再資源化した廃棄物の種類・量に関する個別企業ごとの情報を国が集約・公表し、資源循環の促進に向けた情報基盤を整備。**
- **廃棄物・リサイクル業と製造業者とのマッチング機会の創出。**

＜公表内容のイメージ＞

社名	産業廃棄物の種類	処分方法	年度の処分量	再資源化した産業廃棄物の量
●●産業	廃プラスチック	破砕	1,000トン	600トン
		焼却	1,500トン	0トン
	がれき類	破砕	400トン	400トン
●●興業	廃プラスチック	破砕	1,000トン	600トン
●●工業	廃プラスチック	約24% (再資源化した量：600トン / 全体の処分量：2,500トン)		

6-1. その他

財政上の措置等（第五の一）

（第41条関係）

◆国は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を実施するために必要な**財政上の措置**その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

環境省の主な関連予算（R6当初予算及びR5補正予算額）

産業競争力強化・経済安全保障

- ・プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化【エネ特】38（50）【R5年度補正】32
- ・脱炭素型循環経済システム構築促進事業【エネ特】47（47）
 - ▶化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替の実証
 - ▶金属・再エネ関連製品（太陽光発電設備等）等の省CO2型リサイクルの実証 等
- ・リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務 0.5（0.4）
- ・自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業【一部エネ特】【R5年度補正】17

産業競争力強化・経済成長及び排出削減効果が高いGXの促進

- ・先進的な資源循環投資促進事業【GX】 50（新規）

（金額は億円単位、括弧の付かないものはR6当初予算、括弧内はR5当初予算額）

GX経済移行債による主な投資促進策（案）

製造業	鉄鋼 化学 紙パルプ セメント	・製造プロセス転換に向けた設備投資支援（革新電炉、分解炉熱源のアンモニア化、ケミカルサイクル、バイオケミカル、CCUS、バイオリファイナリー等への転換）
	自動車 蓄電池 航空機 SAF 船舶	・電動車（乗用車）の導入支援 ・電動車（商用車）の導入支援 ・生産設備導入支援 ・定置用蓄電池導入支援 ・次世代航空機のコア技術開発 ・SAF製造・サプライチェーン整備支援 ・ゼロエミッション船等の生産設備導入支援
運輸	くらし	・家庭の断熱窓への改修 ・高効率給湯器の導入 ・商業・教育施設等の建築物の改修支援
	資源循環	・循環型ビジネスモデル構築支援 ※R6年度以降の資源循環の支援額は3年で300億円
エネルギー	半導体	・パワー半導体等の生産設備導入支援 ・AI半導体、光電融合等の技術開発支援
	水素等	・既存原燃料との価格差に着目した支援 ・水素等の供給拠点の整備
	次世代再エネ 原子力	・パワーコスト削減太陽電池、浮体式洋上風力、水電解装置 のサプライチェーン構築支援と、パワーコストの導入支援 ・次世代革新炉の開発・建設
	CCS	・CCSバリューチェーン構築のための支援（適地の開発等）

3. 再資源化事業等高度化法の一部施行に伴う 判断基準及び基本方針に係る省令告示の概要

再資源化事業等高度化法に関するスケジュール

日程	対応事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年5月29日 法律の公布 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年2月1日 基本方針・判断基準の施行 (第1段階施行) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本方針（告示）・判断基準（省令）の策定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係者の意見も踏まえつつ策定 2. 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の基準（政令）の策定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象となる事業者への早期の周知
<ul style="list-style-type: none"> ● 公布から1年6ヶ月以内で 政令で定める日 認定制度・報告公表制度の 施行 (第2段階施行) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定制度の施行に向けた対応 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認定の基準等の下位法令・申請の手引きの整備、事業者・地方公共団体への制度の周知 ➢ 迅速な認定の実現のための体制強化 2. 報告公表制度の施行に向けた対応 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者による報告のためのシステムの整備等

（参考）新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）（抄）

今国会で成立した再資源化事業等高度化法による、**地方公共団体ごとの許可を国一括認定に代替する認定制度に基づき、高度な資源循環事業を3年で100件以上認定する**等、製造業等と廃棄物処理・リサイクル等に携わる資源循環業の連携の強化や再資源化の高度化等を支援する。

廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（判断基準）

- ◆ 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の**判断の基準**となるべき事項を定めるものとする。（第8条関係）
- ◆ 環境大臣は、判断の基準となるべき事項を勘案して、**必要な指導及び助言**をすることができるものとする。（第9条関係）
- ◆ 環境大臣は、**特定産業廃棄物処分業者**※の**再資源化の実施の状況**が、判断の基準となるべき事項に照らして**著しく不十分**であると認めるときは、**必要な措置をとるべき旨の勧告**をすることができるものとする。
※産業廃棄物処分業者のうち、**年間の処分量が政令で定める要件**に該当するもの
- ◆ 環境大臣は、勧告を受けた特定産業廃棄物処分業者が、**正当な理由がなくてその勧告に従わなかった場合**において、**再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるとき**は、中央環境審議会の意見を聴いて、その**勧告に係る措置をとるべきことを命ずる**ことができるものとする。（第10条関係）
- ◆ **特定産業廃棄物処分事業者**は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量を環境大臣に**報告しなければならないもの**とする。（第38条関係）

<判断基準（省令）の考え方>

国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を示し、再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業全体を底上げを図るものであることから、以下の項目を盛り込むこととする。

- ・供給先の需要や生産が可能な**再生材の規格・量の把握**
- ・可能な範囲で**生産性を向上させる技術を有する設備の導入**に努めること
- ・**省エネ型の設備への改良**や**運転の効率化**を図ること
- ・**目標**を定め、その達成に向けて**計画的な取組**を進めること
- ・人材育成を目的に、**従業員の研修や労働環境の改善するための措置**を講ずること
- ・自ら**再資源化の実施状況を公表**すること

廃棄物処分業者の判断の基準と期待する取組①

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
<p>【需要に応じた再生材の規格・量の把握】 （再生部品又は再生資源に対する需要の把握及び供給に関する事項）</p> <p>第二条 廃棄物処分業者は、処分を受託した廃棄物について、その再資源化の実施が可能であると判断した場合には、当該再資源化の実施に先立ち、当該再資源化により得られる再生部品又は再生資源の性状に関する標準的な規格を参照するものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、前項に規定する場合において、物の製造、加工若しくは販売の事業を行う者の再生部品若しくは再生資源に対する需要又は再生部品若しくは再生資源の供給先の情報を収集するものとする。</p> <p>3 廃棄物処分業者は、再資源化の実施に当たっては、その使用する廃棄物処理施設の処理能力から供給が可能な再生部品又は再生資源の量をあらかじめ把握するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再生部品又は再生資源の性状に関するJIS規格等の標準的な規格の参照 地方公共団体や各種団体が運営する情報プラットフォームからの再生部品又は再生資源の需要及び供給先の情報収集 自らの施設の処理能力から生産可能な再生部品又は再生資源の量の把握
<p>【生産性を向上させる技術を有する設備の導入】 （技術の向上に関する事項）</p> <p>第三条 廃棄物処分業者は、再資源化の生産性を向上させる技術に関する情報を参照し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、その使用する廃棄物処理施設に当該技術を用いた設備を導入するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再資源化の生産性を向上させる技術動向の把握 当該技術を有する設備の導入の検討

廃棄物処分業者の判断の基準と期待する取組②

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
<p>【省エネ型の設備への改良・運転の効率化】</p> <p>（温室効果ガスの量を削減するための設備の改良又はその運用の改善に関する事項）</p> <p>第四条 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設について、設備の入替えに当たっては、導入しようとする設備の再資源化の実施及び廃棄物の適正な処理のための機能がその導入前のものを下回ることがないように留意しつつ、再資源化の実施の工程を効率化する設備の導入を図るものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲で、同一の設備に再資源化の実施の工程を集約するよう努めるものとする。</p> <p>3 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設における設備について、その管理の基準を設定し、及び定期的に点検を行うなど、当該設備のエネルギー消費効率を改善又は維持するための措置を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 再資源化の工程を効率化する設備の導入 • 再資源化の工程の集約化の検討 • 保有する設備の運用について、管理基準の設定 <p>例：定期点検の実施、運転管理マニュアルの整備等</p>
<p>【目標設定/目標達成に向けた計画的な取組】</p> <p>（再資源化の実施の目標の設定及び当該目標を達成するための措置に関する事項）</p> <p>第五条 廃棄物処分業者は、その処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標を設定するものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、前項の目標を設定するに当たっては、技術的かつ経済的に可能な範囲で、法第三条第二項第三号に掲げる目標を勘案して設定するよう努めるものとする。</p> <p>3 廃棄物処分業者は、第一項の目標を達成するため、再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給量の安定化を図るための措置並びに同項の目標の達成状況に関する継続的な自己評価及び当該評価を踏まえた改善措置など計画的に取り組むための措置を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定

廃棄物処分業者の判断の基準と期待する取組③

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
<p>【人材育成・研修・労働環境の改善】 （その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項）</p> <p>第六条 廃棄物処分業者は、適正な再資源化を実施する人材を育成するため、その従業員に対して、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の重要性並びに法令遵守等に関する研修を実施するものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、その従業員の労働環境を改善するための措置を講ずるものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体が実施する、法令遵守、再資源化の高度化、労働安全衛生等に関する研修の従業員の受講
<p>【再資源化の実施状況の公表】 （その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 廃棄物処分業者は、前条第一項の目標の達成状況及び自らの再資源化の実施の状況を公表するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各社HPや環境省への再資源化状況の報告（任意報告を含む）を通じた公表

<特定産業廃棄物処分業者の要件（政令）の考え方>

- ・再資源化の実施の促進のためには、国内の産業廃棄物の処分量を**広く設定することが望ましい**。一方で、産業廃棄物処分業者は、従業員数10人未満の比較的規模の小さい企業が6割強を占めているため、勧告・命令及び報告義務の対象となることによる**産業廃棄物処分業者の負担も考慮する必要**。
- ・そこで、比較的規模の小さい企業を除く3割程度の企業を対象とする前提のもとで試算すると、**年間の産業廃棄物処分量が10,000トン以上の者が全体の約27%で、処分量全体の約93%を占めている**ため、これを要件とする。
- ・ただし、**廃プラスチック類**については、再資源化の実施の需要があるにも関わらず、容積に比して重量が軽い**ため上記要件では対象とならない者が多数出てくることを踏まえ、別に要件を定めることとする**。
- ・具体的には、上記要件と同様の考え方に基づき試算すると、**年間の廃プラスチック類の処分量が1,500トン以上の者が全体の約25%で、処分量全体の約89%を占めている**ため、これを要件とする。

<政令で定める要件案>

- 一 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）を行った**産業廃棄物の数量が10,000トン以上**であること。
- 二 当該年度の前年度において処分を行った**廃プラスチック類の数量が1,500トン以上**であること

※いずれも埋立処分・海洋投入処分した量はカウントに含めない

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針①（基本的方向・基本的事項）

■ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための地球温暖化対策計画及び循環型社会形成推進基本計画と整合性のとれた基本的な方針

一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向

- 適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生を前提とした上で、国民・消費者の協力を得つつ、産学官が連携して、質・量両面での資源循環の高度化を推進し、脱炭素や自然再興、産業競争力強化、経済安全保障といった社会課題の解決、地方創生につながる事が重要
- 国・自治体・廃棄物処分業者・事業者の積極的取組により高度な資源循環を行い、その循環された資源を国内で活用することで、国内での資源確保につなげ、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が最小化された循環型社会を実現する

二 再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項（法で示した三つの方向性毎に定める）

①再資源化事業の効率的な実施のための措置

- 製造事業者等と廃棄物処分業者が連携し、製品のライフサイクル全体で無駄のない資源循環を促進する
- 先進的な取組等を通じて培った高い技術力を一層効果的に活用することにより、市場に新たな価値を創出していくことが重要
- 動静脈で再生部品又は再生資源の利用目標を共有しつつ、トレーサビリティを確保するために必要なデータ連携を実施する

②再資源化の生産性の向上のための措置

- 焼却処分又は埋立処分を抑制するとともに、再生部品又は再生資源が天然資源等を代替することで、その投入や輸送に伴う温室効果ガス排出量を抑制することが重要であり、そのため従来再資源化が困難であった廃棄物についても可能としていくことが必要
- 需要の逼迫が見込まれる金属や化石資源等を、資源循環により最大限有効に利用することも重要

③再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減のための措置

- 国際的に製品のライフサイクル全体での温室効果ガス排出量を評価する動きがあることなど、再資源化の実施を促進するのみならず、再資源化の実施の工程自体も脱炭素化していくことが重要

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針②（各主体の取組）

国

- ✓ 製造事業者等と廃棄物処分業者（動静脈）の連携による資源循環を促進するため必要な措置を講ずるよう努める
 - 廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況等の必要な情報を集約し、公表する情報基盤の整備
 - 再生部品又は再生資源の利用拡大と安定供給、再生部品又は再生資源の品質に関する共通認識の醸成や研究開発の促進
 - 関係者の取組が進むよう連携が実現している先進的事例や地域の優良な取組事例の収集・発信
- ✓ 高度再資源化事業の認定により、先進的な再資源化事業を支援するとともに、製造事業者等と廃棄物処分業者のマッチングやトレーサビリティ確保など、情報の共有による主体間の連携強化のために必要な取組の一層の具体化を進める
- ✓ 高度分離・回収事業の認定による再資源化技術の向上を支援する
- ✓ 再資源化工程の高度化の認定や、認定の事例集を作成し周知することで、廃棄物処理施設の脱炭素化を促進する

地方公共団体

- ✓ 引き続き廃掃法に基づく廃棄物の着実な適正処理等に係る重要な役割を果たす
- ✓ 資源循環を促進するよう地域における各主体間の連携・協働を促進するコーディネーター役として地域の循環資源や再生可能資源を活用した資源循環システムの構築等必要な措置を講ずる
- ✓ 市町村は、自ら行う再資源化事業等の高度化を図るよう努めるとともに、地域住民の理解を得ながら一般廃棄物高度な再資源化が可能な廃棄物処分業者に委託するなどにより再資源化を進める

廃棄物処分業者

- ✓ **循環資源の積極的な回収、再生部品又は再生資源の需要や再生部品又は再生資源利用率の把握、再資源化の実施状況の開示、再資源化事業等における温室効果ガス排出量の削減等に努める**
- ✓ **廃棄物から有用なものを適確に選別し、得られる再生部品又は再生資源の量を増加させるための取組の促進を図る**
- ✓ **破碎から成形までの再資源化の実施の工程の合理化、廃棄物処理施設に脱炭素化に資する設備の導入、再資源化の実施に当たっての廃棄物処理施設の運転状況の改善等に努める**

事業者

- ✓ 事業活動に伴って生じた廃棄物の分別・再資源化、製品が廃棄物となった場合における分離を容易にする等の措置の実施、製品への再生部品又は再生資源の利用とその情報発信、需要に応じた資源循環の促進に努める
- ✓ 廃棄物の処分を委託する際、性状等の情報提供など、得られる再生部品又は再生資源の量の増加に資するよう努める
- ✓ 廃棄物の処分を委託するに当たり、製品のライフサイクル全体の脱炭素化の観点を踏まえ、再資源化の実施の工程の脱炭素化に資する廃棄物処分業者を選定するよう努める

国民消費者

- ✓ 各主体の取組を踏まえ、地方公共団体の定めたルールに従って行う適切な分別排出や資源回収、リユース品や修理サービスの活用など 資源循環の取組について理解を深めるとともに、再生部品又は再生資源利用製品の選択など、生活者としての主体的な意識改革や行動変容に努める

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針③（目標等）

三 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等

- 処分を行う廃棄物量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標や循環型社会に関連する温室効果ガス排出量について、循環基本計画等と整合する目標を設定

項目	目標（2030年度）
①循環利用率	入口側：約19% 出口側：約44%
②資源生産性	約60万円/トン
③天然資源消費量	約11トン/人・年
④最終処分量	一般廃棄物：約3.2百万トン（2022年度比約5%削減） 産業廃棄物：約7.8百万トン（2022年度比約10%削減）
⑤温暖化効果ガス排出量	廃棄物部門由来：約29百万トン-CO ₂ /年 循環経済への移行に関わる部門由来：約343百万トン-CO ₂ /年

素材別の目標等	目標（2030年度）
・レアメタル、ベースメタル等	金属リサイクル原料：処理量を2030年度までに倍増 廃家電：4品目（廃エアコン、廃テレビ、廃冷蔵庫・冷凍庫、廃洗濯機・衣類乾燥機）合計の回収率70.9%以上（廃エアコンについては53.9%以上） 電子スクラップ（e-scrap）：2030年までにリサイクル処理量約50万トン（2020年比5割増） 小型二次電池：生産者による安全な回収及び再資源化の推進
・プラスチック	プラスチック資源循環戦略のマイルストーン：2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で25%排出抑制するよう目指すことや、2030年までに、プラスチックの再生利用（再生素材の利用）の倍増を目指す。 再生プラ：2030年度までに「環境物品等の調達に関する基本方針」に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入するなど、市場ルールを形成。
・バイオマス	バイオマス活用推進基本計画の目標：二〇三〇年までに、バイオマスの年間産出量の約八十%を利用すること
・土石、建設材料	建設廃棄物：建設混合廃棄物を含め建設廃棄物の再資源化を促進するとともに、適切に再資源化等がされるよう再生部品又は再生資源の新規用途の開拓や拡充等を促進する。 製造プロセス等における副産物：可能な限り有効利用を図る。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針④（重要事項）

四 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する重要事項

再資源化事業等の高度化のため、国は以下の取組を進めるものとする。

- **再資源化事業等の高度化の大前提となる生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保するための、廃棄物処理法の順守による適正な処分の推進、関係法令の対応も含めた生活環境の保全上の措置が講じられた最終処分場の確保に必要な措置**
- 審査・認定について全面的に国の責任で行うとした上での、地域の実情を把握している地方公共団体との緊密な連携
- **様々な主体間の連携を促進するネットワークを活用し、先進的な取組事例の共有・発信、ビジネスマッチングの実施、様々な主体によるコミュニケーションの促進等を通じて、産官学の幅広い主体の連携を促進**
- **廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を持ち、また、作業における安全・安心の徹底、温室効果ガスの削減などによる環境への配慮、さらには地域社会や地域経済への貢献等を十分に意識して業務を遂行できる能力・知識を有する人材や資源循環の取組を牽引する人材の育成**
- **災害時における災害廃棄物の徹底的な分別・再資源化を行うとともに、平常時から廃棄物処分業者が災害廃棄物の処理に積極的に協力することや都道府県が必要な支援を行うよう、関係法令の対応含めた処理体制の確保や必要な支援等の実施**
- 国際的な資源循環ルール作りに積極的な貢献、法に基づく認定や評価を踏まえた国際的なルール作りや標準化
- 目標等の達成状況や資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策に資する情報を把握し、再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化の状況その他情勢の推移を踏まえた検討の実施（見直し）

4. 再資源化事業等高度化法の今後の施行に向けた認定制度・報告公表制度の検討状況について

※中央環境審議会 循環型社会部会 静脈産業の脱炭素型資源 循環システム構築に係る小委員会の資料につき、検討中の内容となります。

再資源化事業等高度化法に基づく認定基準の論点について（再掲）

＜全体的な論点＞

- ・事業計画の目標年度 等

本資料で
考え方を提案

＜廃棄物処理施設の新設等時に関する論点＞

- ・生活環境の保全に係る認定基準の考え方（廃棄物処理法との整合性等） 等

＜資源循環効果に関する論点＞

- ・確認すべき評価指標、その算出方法（再資源化率、天然資源代替量など） 等

WGで議論
※資料3で
進捗報告

＜温室効果ガス排出量の削減効果に関する論点＞

- ・確認すべき評価指標、その算出方法（廃棄物/再生部品等あたりの排出量など） 等

＜その他＞

- ・地方創生に貢献する観点、消費者が参画しやすい制度の検討 等

＜類型①の認定基準に関する論点＞

- ・対象廃棄物の性状 等

＜類型②の対象となる廃棄物・認定基準（省令）に関する論点＞

- ・廃棄物の品目に応じた再資源化率の考え方など個別の技術的な基準 等

＜類型③の認定基準（省令）に関する論点＞

- ・規模や処理能力、対象品目等の限定を設ける必要はないか 等

再資源化事業等高度化法に基づく認定基準の論点について

前回小委員会までに提示した認定基準に係る論点の一部について、以下の方針としてはどうか。

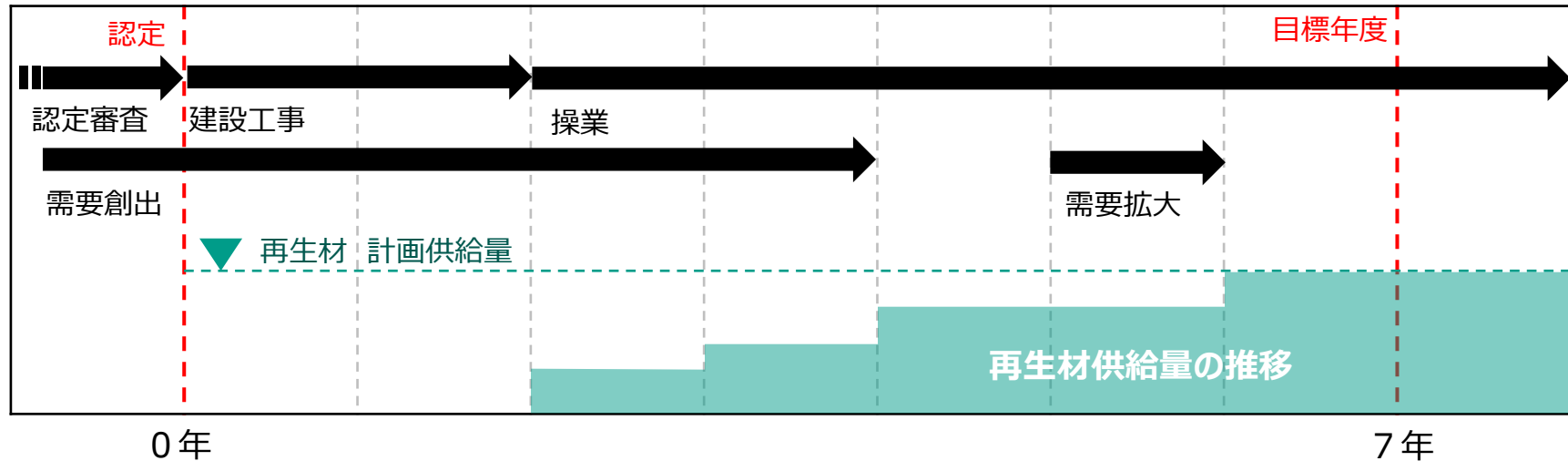
＜全体的な論点＞

- ・事業計画の目標年度について
- ・認定後のフォローアップ・評価方法
- ・計画期間内に今後、需要を作っていくといった場合の考え方

＜事務局 案＞

- ✓ 事業計画の目標年度は「7年以内」としてはどうか（参考：優良産廃処理業者の業の許可の更新期間）
- ✓ 認定後のフォローアップでは、毎年度、事業実施報告書を提出してもらうことで確認
- ✓ 事業実施報告において、事業計画の目標年度までの進捗状況等を合わせて確認

高度再資源化事業の事業計画のイメージ



再資源化事業等高度化法に基づく認定基準の論点について

前回小委員会までに提示した認定基準に係る論点の一部について、以下の方針としてはどうか。

＜廃棄物処理施設の新設等時に関する論点＞

- 生活環境の保全に係る認定基準の考え方（廃棄物処理法の許可の基準との整合性等）

＜事務局 案＞

- ✓ 廃棄物処理法における施設設置許可の基準と同等の基準を設けてはどうか

＜例：破碎・選別施設の場合＞

（生活環境影響調査項目）

調査事項	生活環境影響要因		施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目					
大気環境	大気質	粉じん		○		
		二酸化窒素 (NO _x)				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
		振動	振動レベル		○	
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)				○	
	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)		○		
浮遊物質 (SS)		○				
その他必要な項目 注)		○				

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。
たとえば、全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) 等があげられる。

- 施設の稼働による粉じん、騒音等については、影響が想定される周辺地域に人家等が存在する場合に対象。
- 車両については、交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道に人家等が存在する場合に対象。
- 水質については、施設排水を下水道へ放流するなど、公共用水域への排出を行わない場合、または、ほとんど排水しない場合には除くことが可能。

特定産業廃棄物処分業者による報告事項について（報告・公表制度）

（再資源化の実施の状況の報告）

- ◆ **特定産業廃棄物処分業者**は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量その他環境省令で定める事項を環境大臣に**報告しなければならない**ものとする。
- ◆ **産業廃棄物処分業者**は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量その他環境省令で定める事項を環境大臣に**報告することができる**ものとする。

（第38条関係）

（報告事項の公表）

環境大臣は、**報告された事項**について、環境省令で定めるところにより、**公表する**ものとする。

（第40条関係）

<本制度の狙い>

報告・公表制度を通じて、再資源化の高度化に向けた**産業廃棄物処分業界の底上げ**とともに、製造事業者や排出事業者等と廃棄物処分・再資源化事業者との**マッチング機会の創出**を期待。

法令で規定する再資源化の実施の状況に係る項目だけでなく、任意で、温室効果ガスの排出に関する情報や、廃棄物処分業者自らが公表したい情報等も報告・公表できる制度を目指す。

特定産業廃棄物処分業者による報告事項について（報告・公表制度）

特定産業廃棄物処分業者等が報告し環境省が公表する項目は、次の3分類としてはどうか。

項目区分		項目（案）	備考
義務項目		<ul style="list-style-type: none"> ・処理する産業廃棄物の種類 ・処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量 ・再資源化を実施した数量 	法令で定める報告事項（法第38条等）
任意項目	GHG排出量 ・熱回収量	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者別の温室効果ガス排出量 ・焼却処理時における熱回収量 	任意で報告できる項目として設けるもの
	自由記述	（例） <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化できない有害物質の適正処理 ・地域貢献の取組 等	産業廃棄物処分業者が説明・アピールしたい事項

<産業廃棄物処分業者から報告してもらう内容のイメージ>

産業廃棄物の種類	処分方法	受け入れた廃棄物の量	製造した再生材の量	GHG排出量（任意）	熱回収量（任意）	自由記述
廃プラスチック	破碎	2,000トン	1,400トン	-	700 MWh	供給先においてプラスチック製品原料として利用
	焼却	1,500トン	0トン			焼却時には発電
金属くず	破碎	2,000トン	1,500トン			
がれき類	破碎	6,000トン	5,500トン			

